

発行登録六法

2012年5月現在

目次

第一部 内容順	1
1. 発行登録書の提出.....	1
(1) 法23条の3第1項－発行登録の要件・発行登録書の記載内容	1
A) 法23条の3第1項.....	1
B) 第五条第四項に規定する者に該当するもの	1
C) 開示府令14条の3－発行登録書の記載内容.....	3
(2) 法23条の3第2項－発行登録書の記載事項・添付書類	4
A) 法23条の3第2項.....	4
B) 開示府令14条の4.....	4
C) 開示府令10条.....	5
(3) 法23条の3第3項－金商法4条等の適用除外.....	6
(4) 法23条の3第4項－有価証券報告書の提出継続の許可	6
2. 発行登録書等の写しの金融商品取引所等への提出	7
(1) 23条の12第1項	7
(2) 読み替え後の法6条	7
3. 訂正発行登録書	7
(1) 法23条の4.....	7
(2) 開示府令14条の5.....	8
4. 発行登録書の効力発生日	8
(1) 法23条の5第1項.....	8
(2) 読み替え後の法8条	8
(3) 法23条の5第2項.....	9
5. 発行予定期間.....	9
(1) 法23条の6第1項.....	9
(2) 開示府令14条の6.....	9
(3) 法23条の6第2項.....	10
6. 発行登録取下届出書.....	10
(1) 法23条の7第1項.....	10
(2) 開示府令14条の7.....	10

(3) 法 23 条の 7 第 2 項.....	10
7. 発行登録追補書類.....	10
(1) 法 23 条の 8 第 1 項－発行登録追補書類の提出・記載内容.....	10
A) 法 23 条の 8 第 1 項.....	10
B) 開示府令 14 条の 8.....	10
C) 開示府令 14 条の 9.....	11
D) 開示府令 2 条 4 項	11
(2) 法 23 条の 8 第 2 項－追補書類が不要な場合	12
A) 法 23 条の 8 第 2 項.....	12
B) 令 3 条の 2 の 2.....	13
C) 開示府令 14 条の 9 の 2.....	13
(3) 法 23 条の 8 第 3 項－株主に対する募集又は売出し.....	13
A) 法 23 条の 8 第 3 項.....	13
B) 開示府令 14 条の 10.....	14
C) 開示府令 3 条.....	14
(4) 法 23 条の 8 第 4 項－発行登録通知書	14
A) 法 23 条の 8 第 4 項.....	14
B) 読み替え後の 4 条 5 項・6 項.....	14
C) 開示府令 14 条の 11	15
(5) 法 23 条の 8 第 5 項－発行登録追補書類の添付書類.....	16
A) 法 23 条の 8 第 5 項.....	16
B) 開示府令 14 条の 12	16
C) 開示府令 10 条.....	17
8. 訂正発行登録書の提出命令	18
(1) 法 23 条の 9－形式不備等による訂正発行登録書の提出命令	18
(2) 法 23 条の 10－虚偽記載等による訂正発行登録書の提出命令	19
(3) 法 23 条の 11－虚偽記載による発行登録の効力の停止等	19
9. 目論見書の作成及び虚偽記載のある目論見書等の使用禁止	20
(1) 法 23 条の 12 第 2 項.....	20
(2) 読み替え後の法 13 条	20
(3) 開示府令 14 条の 13－発行登録目論見書等の特記事項	21
10. 届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付.....	22
(1) 法 23 条の 12 第 3 項.....	22
(2) 読み替え後の法 15 条 2 項・6 項.....	22
11. 違反行為者の賠償責任.....	23
(1) 法 23 条の 12 第 4 項.....	23

(2) 読み替え後の法 16 条	23
12. 虚偽記載のある目論見書等を使用した者の賠償責任	23
(1) 法 23 条の 12 第 5 項・6 項	23
(2) 読み替え後の法 17 条	24
13. 虚偽記載のある届出書の届出者等の賠償責任	24
(1) 賠償責任	24
A) 法 23 条の 12 第 5 項・6 項	24
B) 読み替え後の法 18 条	24
(2) 賠償責任額	25
A) 法 23 条の 12 第 5 項	25
B) 読み替え後の法 19 条	25
(3) 賠償請求権の時効	26
A) 法 23 条の 12 第 5 項	26
B) 読み替え後の法 20 条	26
14. 虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の募集又は売出しに応じて取得した者に対する賠償責任	26
(1) 法 23 条の 12 第 5 項・6 項	26
(2) 読み替え後の法 21 条	26
15. 虚偽記載等のある届出書の提出会社の役員等の募集・売出しによらないで取得した者に対する賠償責任	28
(1) 法 23 条の 12 第 5 項	28
(2) 読み替え後の法 22 条	28
16. 届出書の真実性の認定等の禁止	28
(1) 法 23 条の 12 第 5 項	28
(2) 読み替え後の法 23 条	28
第二部 条文順	1
1. 発行登録に関する金商法（23 条の 3～23 条の 12）	1
2. 読み替えられた金商法（4 条～23 条）	6
3. その他金商法（5 条 4 項）	12
4. 金商令（3 条の 2 の 2）	12
5. 開示府令	13

凡例等

- カッコ内は読みやすいように網掛けしています。
- 条文に補足説明を足しています。その場合、ブラケットをつけたうえでフォントを変えて

記載しています。

- 読み替えは趣旨を踏まえているので正確無比とはかぎりません。
- 読み替えの際に削除された部分についても読みやすいように網掛けしています。
- 法令名の略称は以下の通り。

「法」 金融商品取引法

「令」 金融商品取引法施行令

「開示府令」 企業内容等の開示に関する内閣府令

第一部 内容順

1. 発行登録書の提出

(1) 法 23 条の 3 第 1 項—発行登録の要件・発行登録書の記載内容

A) 法 23 条の 3 第 1 項

(発行登録書の提出)

第二十三条の三 有価証券の募集又は売出しを予定している当該有価証券の発行者で、第五条第四項に規定する者に該当するものは、当該募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額（以下「発行予定額」という。）が一億円以上の場合は、（募集又は売出しを予定している有価証券が新株予約権証券である場合にあつては、発行予定額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところ【開示府令 14 条の 3】により、当該募集又は売出しを予定している期間（以下「発行予定期間」という。）、当該有価証券の種類及び発行予定額又は発行残高の上限、当該有価証券について引受けを予定する金融商品取引業者又は登録金融機関のうち主たるものとの名称その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適當なものとして内閣府令で定めるもの【開示府令 14 条の 3】を記載した書類（以下「発行登録書」という。）を内閣総理大臣に提出して、当該有価証券の募集又は売出しを登録することができる。ただし、その有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）、特定投資家向け有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）及びその有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が同条第四項に規定する少人数向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）を予定している場合は、この限りでない。

B) 第五条第四項に規定する者に該当するもの

① 法 5 条 4 項

4 次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書又は半期報告書及び臨時報告書（第二十四条の第五項に規定する報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書（以下「参照書類」という。）を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

- 一 既に内閣府令で定める期間【開示府令 9 条の 4 第 2 項】継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるもの【開示府令 9 条の 4 第 3 項】を提出していること。
- 二 当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が発行者である有価証券で既に発行されたものの取引所金融商品市場における取引状況等に関し内閣府令で定める基準【開示府令 9 条の 4 第 5 号】に該当すること。

② 開示府令 9 条の 4

(参照方式による有価証券届出書)

第九条の四 法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第四号に掲げる基準に該当する場合は、社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするときに限る。）には、法第五条第四項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

2 法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。

3 法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書[内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書]とする。

4 前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が前条第三項に規定する場合[有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転により設立された株式移転設立完全親会社]に該当するときには、法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は前条第三項に規定する期間とし、同号に規定する内閣府令で定めるものは前条第三項に規定する有価証券報告書とすることができます。

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている株券（特定上場有価証券を除く。以下この項において「上場株券」という。）又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（特定店頭売買有価証券を除く。以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券である場合にあつては法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券である場合にあつては同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日の六月前の日から提出日の前日までの間のいずれかの日（以下この項において「算定期」）以前三年間の金融商品市場における売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定期、その日の属する年（以下この項において「算定期」）の前年の応当日及び当該算定期の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この項において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

ロ 上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定期以前二

	年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。
ハ	上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下の項において同じ。）が百億円以上であること。
ニ	当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。
ホ	当該者が本邦において当該有価証券届出書の提出日以前五年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が百億円以上であること。
ヘ	法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（新株予約権付社債券を除く。）を既に発行していること。
二	前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が同号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する売買金額」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の同号イからニまでのいづれかの場合に該当すること。
三	有価証券届出書を提出しようとする者が、指定外国金融商品取引所に上場されている株券を発行しており、かつ、当該者の発行済株券について、外国金融商品市場における基準時時価総額が千億円以上であること。
四	第一号ホの場合に該当すること（前三号に該当する場合を除く。）。

C) 開示府令 14 条の 3—発行登録書の記載内容

(発行登録書の記載内容等)

第十四条の三 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号ロ【社債券】に掲げる有価証券（法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券【短期社債等】を除く。）又は同号ハ【優先出資法の優先出資証券】、ニ【株券又は新株予約権証券】、ト【カバードワント】、ヲ【預託証券】若しくはワ【有価証券信託受益証券】に掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号様式、同号チ【コマーシャル・ペーパー】に掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号の二様式、外国会社にあつては第十四号様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券【短期社債等】の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに内国会社にあつては第十一号の二の二様式、外国会社にあつては第十四号の四様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(2) 法 23 条の 3 第 2 項—発行登録書の記載事項・添付書類

A) 法 23 条の 3 第 2 項

2 前項の規定は、同項の発行登録書に、同項の内閣府令で定める事項のほか、内閣府令で定めるところにより第五条第一項第二号に掲げる事項【当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項】につき当該発行者に係る直近の参考書類を参照すべき旨の記載があり、かつ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める書類【開示府令 14 条の 4】の添付がある場合に限り、適用する。

B) 開示府令 14 条の 4

(発行登録書の添付書類)

第十四条の四 法第二十三条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類（次条において「添付書類」という。）は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一 第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

イ 定款（第十七条第一項ただし書【有価証券報告書の添付書類。5 年以内に提出していれば変更部分のみ。】の規定により、当該発行登録書の参考書類に含まれていない場合に限る。）

ロ 当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

ハ 当該発行登録書において参考すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参考書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（1） 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

（2） 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

ホ 当該発行登録書の提出者が第九条の四第四項の規定【有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転により設立された株式移転設立完全親会社】により法第五条第四項

		第一号の要件を満たしている場合には、第十条第一項第二号ハに掲げる書面
	二	第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書
	イ	前号に掲げる書類
	ロ	当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
	ハ	当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面
	二	当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書
2		発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。
	一	第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書
	イ	当該有価証券の発行につき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写し
	ロ	第十条第一項第一号ニに掲げる書面
	二	第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書
	イ	前号に掲げる書類
	ロ	当該発行登録書を提出する外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面
	ハ	当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書
	二	第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類
3		第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

C) 開示府令 10 条

（有価証券届出書の添付書類）

第十条 法第五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号から第七号までにおいて引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。

一 第二号様式により作成した有価証券届出書

イ～ハ [略]

ニ 当該有価証券が社債、社会医療法人債、学校債券若しくは学校貸付債権（第四号及

び第十七条第一項において「社債等」という。) 又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

- (1) 当該保証を行つている会社 (指定法人及び組合等を含む。以下「保証会社」という。) の定款 (法人以外の組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し) 及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

- (2) 当該保証の内容を記載した書面

ホ～ト **[略]**

二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書 **[略]**

三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書 **[略]**

三の二 第二号の四様式により作成した有価証券届出書 **[略]**

三の三 第二号の五様式により作成した有価証券届出書 **[略]**

四 第七号様式により作成した有価証券届出書

イ～ニ **[略]**

ホ 外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定**[資本取引]**による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

ヘ 当該外国会社が金融商品取引業者との間に締結した元引受契約の契約書の写し

ト 当該有価証券が社債等である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

五 第七号の二様式により作成した有価証券届出書 **[略]**

六 第七号の三様式により作成した有価証券届出書 **[略]**

七 第七号の四様式により作成した有価証券届出書 **[略]**

2 第一項第四号から第七号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(3) 法 23 条の 3 第 3 項－金商法 4 条等の適用除外

3 第一項の規定による登録 (以下「発行登録」という。) を行った有価証券の募集又は売出しについては、第四条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

(4) 法 23 条の 3 第 4 項－有価証券報告書の提出継続の許可

4 発行登録を行つた有価証券の発行者である会社は、第五条第四項に規定する要件を満たすため必要があるときは、第二十四条第一項 (同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定による有価証券報告書を提出する義務が消滅した後においても、引き続き同条第一項に規定する有価証券報告

書及びその添付書類を提出することができる。

2. 発行登録書等の写しの金融商品取引所等への提出

(1) 23条の12第1項

(発行登録書等に関する準用規定)

第二十三条の十二 第六条の規定は、発行登録書及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類が提出された場合について準用する。

(2) 読み替え後の法6条

(届出書類の写しの金融商品取引所等への提出)

第六条 次の各号に掲げる有価証券の発行者は、発行登録書及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類が提出された場合第四条第一項から第三項までの規定による届出をしたときは、遅滞なく、発行登録書及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類前条第一項及び第六項の規定による届出書類の写しを当該各号に掲げる者に提出しなければならない。

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券当該金融商品取引所
- 二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券政令で定める認可金融商品取引業協会

3. 訂正発行登録書

(1) 法23条の4

(訂正発行登録書の提出)

第二十三条の四 発行登録を行つた日以後当該発行登録がその効力を失うこととなる日前において、発行登録書において前条第二項の規定により参照すべき旨記載されている参考書類と同種の書類が新たに提出されたときその他当該発行登録に係る発行登録書及びその添付書類（以下この条において「発行登録書類」という。）に記載された事項につき公益又は投資者保護のためその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情【開示府令14条の5第1項】があるときは、当該発行登録をした者（以下「発行登録者」という。）は、内閣府令で定めるところ【開示府令14条の5第2項】により訂正発行登録書を内閣総理大臣に提出しなければならない。当該事情がない場合において、発行登録者が当該発行登録書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めたときも、同様とする。この場合においては、発行予定期間又は発行残高の上限の増額、発行予定期間の変更その他の内閣府令で定める事項【開示府令14条の5第3項】を変更するための訂正を行うことはできない。

(2) 開示府令 14 条の 5

(訂正発行登録書の提出事由等)

- 第十四条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する
必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次に掲げる事情とする。
- 一 記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。
 - 二 記載された発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。
 - 三 記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があつたこと。
 - 四 記載された発行登録の効力発生予定期間に変更があつたこと。
- 2 法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者(同条に規定する発行登録者
をいう。以下同じ。)は、内国会社にあつては第十一号の三様式、外国会社にあつては第十四号の二様式に
より訂正発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。
- 3 法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正
を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 発行予定額又は発行残高の上限の増額
 - 二 発行予定期間の変更
 - 三 有価証券の種類の変更

4. 発行登録書の効力発生日

(1) 法 23 条の 5 第 1 項

(発行登録書の効力発生日)

- 第二十三条の五 第八条の規定は、発行登録の効力の発生について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第一項の規定による届出書（同項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条の規定による訂正届出書。次項において同じ。）」とあるのは「第二十三条の三第一項に規定する発行登録書（以下第二十三条までにおいて「発行登録書」という。）」と、同条第二項中「前条の規定による訂正届出書」とあるのは「第二十三条の四の規定による訂正発行登録書」と、「第五条第一項の規定による届出書」とあるのは「発行登録書」と、同条第三項中「第五条第一項及び第六項若しくは前条の規定による届出書類」とあるのは「発行登録書及びその添付書類又は第二十三条の三第三項に規定する発行登録（以下第二十三条までにおいて「発行登録」という。）が効力を生ずることとなる目前において提出される第二十三条の四の規定による訂正発行登録書」と、「当該届出書類の届出者」とあるのは「これらの書類の提出者」と読み替えるものとする。

(2) 読み替え後の法 8 条

(届出の効力発生日)

- 第八条 発行登録第四条第一項から第三項までの規定による届出は、内閣総理大臣が第二十三条の三第一項に規定する発行登録書（以下第二十三条までにおいて「発行登録書」という。）第五条第一項の規定による届出書（同

- 項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条の規定による訂正届出書。次項において同じ。)を受理した日から十五日を経過した日に、その効力を生ずる。
- 2 前項の期間内に第二十三条の四の規定による訂正発行登録書前条の規定による訂正届出書の提出があつた場合における同項の規定の適用については、内閣総理大臣がこれを受理した日に、発行登録書第五条第一項の規定による届出書の受理があつたものとみなす。
- 3 内閣総理大臣は、発行登録書及びその添付書類又は第二十三条の三第三項に規定する発行登録(以下第二十三条までにおいて「発行登録」という。)が効力を生ずることとなる日前において提出される第二十三条の規定による訂正発行登録書第五条第一項及び第六項若しくは前条の規定による届出書類の内容が公衆に容易に理解されると認める場合又はこれらの書類の提出者当該届出書類の届出者に係る第五条第一項第二号に掲げる事項【当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適當なものとして内閣府令で定める事項】に関する情報が既に公衆に広範に提供されていると認める場合においては、当該提出者届出者に対し、第一項に規定する期間に満たない期間を指定し、又は発行登録第四条第一項から第三項までの規定による届出が、直ちに若しくは第一項に規定する発行登録書類届出書を受理した日の翌日に、その効力を生ずる旨を通知することができる。この場合において、発行登録同条第一項から第三項までの規定による届出は、当該満たない期間を指定した場合にあつてはその期間を経過した日に、当該通知をした場合にあつては直ちに又は当該翌日に、その効力を生ずる。
- 4 第二項の規定は、前項の規定による期間の指定があつた場合について準用する。

(3) 法 23 条の 5 第 2 項

- 2 発行登録が効力を生じた日以後に、前条の規定により訂正発行登録書が提出された場合には、内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該訂正発行登録書が提出された日から十五日を超えない範囲内において内閣総理大臣が指定する期間、当該発行登録の効力の停止を命ずることができる。

5. 発行予定期間

(1) 法 23 条の 6 第 1 項

- (発行登録に係る有価証券の発行予定期間)
- 第二十三条の六 発行登録に係る有価証券の発行予定期間は、発行登録の効力が生じた日から起算して二年を超えない範囲内において内閣府令で定める期間【開示府令 14 条の 6】とする。

(2) 開示府令 14 条の 6

- (発行登録に係る発行予定期間)
- 第十四条の六 法第二十三条の六第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める期間は、発行登録をしようとする者の選択により、一年間又は二年間とする。ただし、コマーシャル・ペーパーの募集又は売出しの登録の場合にあつては一年間とする。

(3) 法 23 条の 6 第 2 項

2 発行登録は、前項の発行予定期間を経過した日に、その効力を失う。

6. 発行登録取下届出書

(1) 法 23 条の 7 第 1 項

(発行登録取下届出書の提出)

第二十三条の七 前条第一項に定める発行予定期間を経過する日前において発行予定額全額の有価証券の募集又は売出しが終了したときは、発行登録者は、内閣府令で定めるところ【開示府令 14 条の 7】によりその旨を記載した発行登録取下届出書を内閣総理大臣に提出して、発行登録を取り下げなければならない。

(2) 開示府令 14 条の 7

(発行登録取下届出書の記載内容)

第十四条の七 法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により発行登録を取り下げようとする発行登録者は、内国会社にあつては第十一号の四様式、外国会社にあつては第十四号の三様式により発行登録取下届出書を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(3) 法 23 条の 7 第 2 項

2 前項の場合においては、発行登録は、前条第二項の規定にかかわらず、内閣総理大臣が当該発行登録取下届出書を受理した日に、その効力を失う。

7. 発行登録追補書類

(1) 法 23 条の 8 第 1 項－発行登録追補書類の提出・記載内容

A) 法 23 条の 8 第 1 項

(発行登録追補書類の提出)

第二十三条の八 発行登録者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者又は登録金融機関は、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている有価証券については、当該発行登録がその効力を生じており、かつ、当該有価証券の募集又は売出しごとにその発行価額又は売出価額の総額、発行条件又は売出条件その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの【開示府令 14 条の 8】を記載した書類（以下「発行登録追補書類」という。）が内閣府令で定めるところ【開示府令 14 条の 8】により内閣総理大臣に提出されていなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。ただし、有価証券の募集又は売出しごとの発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるもの【開示府令 14 条の 9】については、この限りでない。

B) 開示府令 14 条の 8

(発行登録追補書類の記載内容等)

第十四条の八 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている有価証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該有価証券の募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号ロ【社債券】、ハ【優先出資法の優先出資証券】、ニ【株券又は新株予約権証券】、ト【カバードワント】、ヲ【預託証券】又はワ【有価証券信託受益証券】に掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号様式、同号チ【コマーシャル・ペーパー】に掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号の二様式、外国会社にあつては第十五号様式により発行登録追補書類三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

C) 開示府令 14 条の 9

(発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し)

第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第四項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

D) 開示府令 2 条 4 項

4 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 募集又は売出しに係る有価証券が新株予約権証券である場合で、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで、第十九条第二項第一号から第二号の二まで及び第十四条の十五第二項において同じ。)に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し(令第二条の十二に規定する場合【法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合=募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出し】に該当するもの、法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。)に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券(この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同条第一号ニに掲げる有価証券【株券又は新株予約権証券】と同一の種類の有価証券とみなす。)の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

三 募集(令第一条の六に規定する要件【法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める要件=取得勧誘が少人数向け勧誘に該当しないための要件。】に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券(同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第九条の二において同じ。)の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

三の二	<p>売出し（令第一条の八の三に規定する要件【法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める要件】に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行つたものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券【当該有価証券と発行者が同一で、定義府令 10 条の 2 第 1 項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券。定義府令 10 条の 2 第 2 項。】をいう。第九条の二第三号の二及び第十九条第二項第一号において同じ。）の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し</p>
四	同一の種類の有価証券でその発行価額又は売出価額の総額が一億円未満である二組以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、これらの募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額の合計額が一億円以上となる場合におけるそれぞれの募集又は売出し
五	発行価額若しくは売出価額の総額が一億円以上である有価証券の募集若しくは売出し又は第二号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し
六	法第十条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力の停止の処分又は法第十一条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力の停止の処分、発行登録の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた届出者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う有価証券の募集又は売出し
七	法第二十三条の十第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力の停止の処分又は法第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力の停止の処分、届出の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた登録者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う有価証券の募集又は売出し
八	本邦の金融商品取引所に発行株式（発行優先出資を含む。以下同じ。）を上場しようとする会社（指定法人を含む。以下この号において同じ。）又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭売買有価証券として登録しようとする会社（既に本邦の他の金融商品取引所に発行株式が上場されている会社又はいずれかの認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社を除く。第八条第二項において同じ。）で、継続開示会社でないものが行う当該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則による発行株式の募集又は売出し

(2) 法 23 条の 8 第 2 項－追補書類が不要な場合

A) 法 23 条の 8 第 2 項

2	前項の規定にかかわらず、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債のうち同法第六十六条第一号に規定する短期社債その他政令で定めるもの 【令 3 条の 2 の 2】 （その取扱いを行う振替機関（同法第二条第二項に規定する振
---	--

替機関をいう。)により、その発行残高が公衆の縦覧に供されるものに限る。)については、当該発行登録がその効力を生じている場合には、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けることができる。

B) 令3条の2の2

(法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの)

- 第三条の二の二 法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 保険業法に規定する短期社債
 - 二 資産流動化法に規定する特定短期社債
 - 三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債
 - 四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外國投資証券で投資法人債券に類する証券を含む。次条第三号において同じ。)であつて、社債、株式等の振替に関する法律に規定する短期社債又は前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの[開示府令14条の9の2]

C) 開示府令14条の9の2

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

- 第十四条の九の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等振替法第百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(第一号を除く。)に規定する振替外債(同条に規定する振替社債及び社債等振替法第百十七条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。)に規定する保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会社の社債の性質を有するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第十四条の十六において「短期外債」という。)とする。
- 一 円建てで発行されること。
 - 二 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。
 - 三 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
 - 四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(3) 法23条の8第3項—株主に対する募集又は売出し

A) 法23条の8第3項

- 3 有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対し行われる場合には、当該募集又は売出しに関する発行登録追補書類の提出は、その日の十日前までにしなければならない。ただし、有価証券の発行価格又は売出価格その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合[開示府令14条の10]は、この限りでない。

B) 開示府令 14 条の 10

(発行登録追補書類提出期限の特例)

第十四条の十 法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、第三条各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

C) 開示府令 3 条

(届出書提出期限の特例)

第三条 法第四条第四項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

- 一 株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証券
- 二 時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券
- 三 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券
- 四 法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の金融商品取引所において上場されているものを除く。）
- 五 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券であつて、取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。第十四条の十四の二第一項第一号において同じ。）において売買を行うこととなるもの

(4) 法 23 条の 8 第 4 項－発行登録通知書

A) 法 23 条の 8 第 4 項

- 4 第四条第五項及び第六項の規定は、第一項ただし書の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しが行われる場合について準用する。この場合において、同条第五項中「当該特定募集に係る」とあるのは「当該募集若しくは売出しに係る」と、「当該特定募集が」とあるのは「当該募集又は売出しが」と、同条第六項中「当該特定募集等に係る」とあるのは「当該」と、「当該特定募集等が」とあるのは「当該募集又は売出しが」と、「当該特定募集等に関する」とあるのは「当該募集又は売出しに関する」と、「開示が行われている場合における第四項に規定する有価証券の売出しでその売出価額の総額が一億円未満のもの、第一項第三号に掲げる有価証券の売出しで当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者以外の者が行うもの及び同項第五号に掲げる有価証券の募集又は売出しでその発行価額」とあるのは「発行価額」と、「以下のもの」とあるのは「以下の有価証券の募集又は売出し」と読み替えるものとする。

B) 読み替え後の 4 条 5 項・6 項

6

募集若しくは売出し若しくは第二項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けない適格機関投資家取得有価証券一般勧誘若しくは第三項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けない特定投資家等取得有価証券一般勧誘のうち、有価証券の売出しに該当するもの若しくは有価証券の売出しに該当せず、かつ、開示が行われている場合に該当しないもの（以下この項及び次項において「特定募集」という。）をし、又は当該募集若しくは売出しに係る当該特定募集に係る有価証券を取得させ若しくは売り付ける場合に使用する資料には、当該募集又は売出しが当該特定募集が第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けないものである旨を表示しなければならない。

法23条の8第1項但書の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出し特定募集又は第一項第三号に掲げる有価証券の売出し（以下この項において「特定募集等」という。）が行われる場合においては、当該当該特定募集等に係る有価証券の発行者は、当該募集又は売出しが当該特定募集等が開始される日の前日までに、内閣府令で定めるところ[開示府令14条の11第1項ないし4項]により、当該募集又は売出しに関する当該特定募集等に関する通知書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、発行価額開示が行われている場合における第四項に規定する有価証券の売出しでその売出価額の総額が一億円未満のもの、第一項第三号に掲げる有価証券の売出しで当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者以外の者が行うもの及び同項第五号に掲げる有価証券の募集又は売出しでその発行価額又は売出価額の総額が内閣府令で定める金額[開示府令14条の11第5項]以下の有価証券の募集又は売出し以下のものについては、この限りでない。

C) 開示府令14条の11

（発行登録通知書の記載内容等）

2

第十四条の十一 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書[訂正発行登録書を含む。]に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一 内国会社

イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は行政庁の認可を受けたことを証する書面

ロ 当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二 外国会社

イ 前号に掲げる書類

ロ 当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

	ハ　　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定[資本取引]による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面
3	前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。
4	第五条の規定[変更通知書]は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。
5	法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千円とする。

(5) 法 23 条の 8 第 5 項—発行登録追補書類の添付書類

A) 法 23 条の 8 第 5 項

5	第一項の発行登録追補書類には、同項の内閣府令で定める事項のほか、内閣府令で定めるところにより、第五条第一項第二号に掲げる事項[当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項]につき当該発行者に係る直近の参考書類を参照すべき旨を記載するとともに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める書類[開示府令 14 条の 12]を添付しなければならない。
---	--

B) 開示府令 14 条の 12

(発行登録追補書類の添付書類)

第十四条の十二　　法第二十三条の八第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書[訂正発行登録書を含む。]に添付された書類と同一内容のものを除く。）とする。

一　　第十二号様式により作成した発行登録追補書類

イ　　当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は行政庁の認可を受けたことを証する書面

ロ　　当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本金の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があつたことを知るに足る書面

ハ　　当該発行登録追補書類において参考すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参考書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

（1）　　当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

	(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。
二	事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面
ホ	第十条第一項第一号ニ、ホ、ヘ又はトに掲げる書面
二	第十五号様式により作成した発行登録追補書類
イ	前号に掲げる書類
ロ	当該発行登録追補書類に記載された当該外国会社（当該発行登録追補書類を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録追補書類の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
ハ	当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面
ニ	当該発行登録追補書類の提出が適法であることについての法律専門家の法律意見書
ホ	第十条第一項第四号ホから、トまでに掲げる書類
2	前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

C) 開示府令 10 条

(有価証券届出書の添付書類)

第十条	法第五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号から第七号までにおいて引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。
一	第二号様式により作成した有価証券届出書
イ～ハ	【略】
ニ	当該有価証券が社債、社会医療法人債、学校債券若しくは学校貸付債権（第四号及び第十七条第一項において「社債等」という。）又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面
(1)	当該保証を行つている会社（指定法人及び組合等を含む。以下「保証会社」という。）の定款（法人以外の組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面
(2)	当該保証の内容を記載した書面
ホ	当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

	へ	当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し
	ト	当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し
二		第二号の二様式により作成した有価証券届出書 [略]
三		第二号の三様式により作成した有価証券届出書 [略]
三の二		第二号の四様式により作成した有価証券届出書 [略]
三の三		第二号の五様式により作成した有価証券届出書 [略]
四		第七号様式により作成した有価証券届出書 イ～ニ [略]
	ホ	外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定 [資本取引] による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面
	ヘ	当該外国会社が金融商品取引業者との間に締結した元引受契約の契約書の写し
	ト	当該有価証券が社債等である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し
五		第七号の二様式により作成した有価証券届出書 [略]
六		第七号の三様式により作成した有価証券届出書 [略]
七		第七号の四様式により作成した有価証券届出書 [略]
2		第一項第四号から第七号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

8. 訂正発行登録書の提出命令

(1) 法 23 条の 9-形式不備等による訂正発行登録書の提出命令

	(形式不備等による訂正発行登録書の提出命令)
第二十三条の九	内閣総理大臣は、発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類若しくは第二十三条の四の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）に形式上の不備があり、又はこれらの書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、これらの書類の提出者に対し、訂正発行登録書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十一条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
2	発行登録が効力を生ずる日前に前項の規定による処分があつた場合においては、当該発行登録は、第二十三条の五第一項において準用する第八条の規定にかかわらず、内閣総理大臣が当該発行登録に係る発行登録書を受理した日から内閣総理大臣が指定する期間を経過した日に、その効力を生ずる。
3	前項の場合において、内閣総理大臣が指定する期間内に第二十三条の四の規定による訂正発行登録書の提出があつた場合には、内閣総理大臣が当該訂正発行登録書を受理した日に、発行登録書の受理があつたものとみなす。

- 4 前項の場合において、内閣総理大臣は、第二十三条の四の規定による訂正発行登録書の内容が公衆に容易に理解されると認める場合又は当該訂正発行登録書の提出者に係る第五条第一項第二号に掲げる事項[当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項]に関する情報が既に公衆に広範に提供されていると認める場合においては、第二項において内閣総理大臣が指定した期間に満たない期間を指定することができる。この場合においては、発行登録は、その期間を経過した日に、その効力を生ずる。
- 5 第三項の規定は、前項の規定による期間の指定があつた場合において、当該指定された期間内に第二十三条の四の規定による訂正発行登録書の提出があつたときに準用する。

(2) 法 23 条の 10—虚偽記載等による訂正発行登録書の提出命令

(虚偽記載等による訂正発行登録書の提出命令)

- 第二十三条の十 内閣総理大臣は、発行登録書 (当該発行登録書に係る参照書類を含む。) 及びその添付書類、第二十三条の四若しくは前条第一項の規定による訂正発行登録書 (当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。) 又は発行登録追補書類 (当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。) 及びその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、当該書類の提出者に対し、訂正発行登録書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 2 前条第二項から第五項までの規定は、発行登録が効力を生ずる日前に前項の規定による訂正発行登録書の提出命令があつた場合について準用する。
- 3 内閣総理大臣は、発行登録が効力を生じた日以後に第一項の規定による処分を行つた場合において必要があると認めるときは、当該発行登録の効力の停止を命ずることができる。
- 4 前項の規定による停止命令があつた場合において、第一項の規定による訂正発行登録書が提出され、かつ、内閣総理大臣がこれを適當と認めたときは、内閣総理大臣は、前項の規定による停止命令を解除するものとする。
- 5 前各項の規定は、内閣総理大臣が、第一項の規定により提出される訂正発行登録書 (当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。) のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見した場合について準用する。

(3) 法 23 条の 11—虚偽記載による発行登録の効力の停止等

(虚偽記載による発行登録の効力の停止等)

- 第二十三条の十一 内閣総理大臣は、発行登録書及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは前条第一項 (同条第五項において準用する場合を含む。) の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの書類に係る参照書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がある場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該発行登録書及びその添付書類、当該訂正発行登録書若しくは当該発行登録追補書類及びその添付書類 (以下この条において「発行

	<p>登録書類等」という。) 又は当該発行登録書類等の提出者がこれを提出した日から一年以内に提出する第五条第一項に規定する届出書若しくは発行登録書若しくは発行登録追補書類について、これらの書類の提出者に対し、公益又は投資者保護のため相当と認められる期間、当該発行登録書類等に係る発行登録の効力、当該届出書に係る届出の効力若しくは当該発行登録書若しくは当該発行登録追補書類に係る発行登録の効力の停止を命じ、又は第八条第一項(第二十三条の五第一項において準用する場合を含む。)に規定する期間を延長することができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p>
2	<p>前項の規定による処分があつた場合において、内閣総理大臣は、同項の記載につき第二十三条の四又は前条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出された訂正発行登録書(当該訂正発行登録書に係る参考書類を含む。)の内容が適當であり、かつ、当該提出者の発行する有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けても公益又は投資者保護のため支障がないと認めるときは、前項の規定による処分を解除することができる。</p>

9. 目論見書の作成及び虚偽記載のある目論見書等の使用禁止

(1) 法 23 条の 12 第 2 項

2	<p>第十三条第一項の規定は発行登録を行つた有価証券の発行者について、同条第二項本文の規定は発行登録を行つた有価証券の発行者が作成する目論見書について、同条第四項及び第五項の規定は発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項本文中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容」とあるのは、「発行登録書、第二十三条の四の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類に記載すべき内容及び内閣府令で定める内容」と読み替えるものとする。</p>
---	--

(2) 読み替え後の法 13 条

(目論見書の作成及び虚偽記載のある目論見書等の使用禁止)

	<p>第十三条 その募集又は売出し(適格機関投資家取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。)及び特定投資家等取得有価証券一般勧誘(有価証券の売出しに該当するものを除く。)を含む。以下この条並びに第十五条第二項から第四項まで及び第六項において同じ。)につき発行登録を行つた有価証券の発行者第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合(同条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。)における有価証券の売出し(その売出価額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。)に係る有価証券(以下この章において「既に開示された有価証券」という。)の発行者についても、同様とする。</p>
2	<p>前項の目論見書は、発行登録書、第二十三条の四の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類に記載すべき内容及び内閣府令で定める内容[開示府令 14 条の 13]次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容を記載しなければならない。【但書省略】</p>
3	<p>【略】</p>

- 4 何人も、**発行登録を行つた有価証券の募集又は売出し第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出し**のために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載が欠けている第一項の目論見書を使用してはならない。
- 5 何人も、**発行登録を行つた有価証券の募集又は売出し第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出し**のために第一項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものと含む。第十七条において同じ。）を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

(3) 開示府令 14 条の 13—発行登録目論見書等の特記事項

（発行登録目論見書等の特記事項）

第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 発行登録目論見書
 - イ 当該発行登録目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十三条の三第一項の規定による発行登録がその効力を生じている旨
 - ロ 当該発行登録目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨及び参考すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがある旨
 - ハ 当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付する旨
 - ニ 当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨
 - ホ 当該発行登録目論見書に係る発行登録書の提出者が法第五条第四項 各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面に記載された事項
 - ヘ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参考すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のものの提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参考すべき旨記載されている場合を除く。）における当該重要な事実の内容
 - (1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。
 - (2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこ

		ト	事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面に記載された事項
二	発行登録仮目論見書		
	イ	当該発行登録仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十三条の三第一項の規定による発行登録がその効力を生じていない旨	
	ロ	当該発行登録仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨及び参考すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがある旨	
	ハ	前号ハからトまでに掲げる事項	
三	発行登録追補目論見書		
	イ	当該発行登録追補書類において参考すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容	
	(1)	当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。	
	(2)	当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。	
	ロ	第一号ニからトまでに掲げる事項	
2	前項各号に掲げる事項のうち、同項第一号ホからトまで（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）に関する事項及び同項第三号イに関する事項は、同項各号に掲げる目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該各目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。		

10. 届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付

(1) 法 23 条の 12 第 3 項

3	第十五条第二項及び第六項の規定は、発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の」と、同条第六項中「第二項から前項まで」とあるのは「第二項」と、「第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた日」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された日」と、「第十条第一項又は第十一条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一第一項」と読み替えるものとする。
---	---

(2) 読み替え後の法 15 条 2 項・6 項

2	発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、
---	--

前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、
第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の第十三条第二項第一号に定める事項に関する
内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）
- 二 当該目論見書の交付を受けないことについて同意した次に掲げる者に当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該同意した者から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）
 - イ 当該有価証券と同一の銘柄を所有する者
 - ロ その同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者

6 第二項第二項から前項までの規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部（第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。）を、当該募集又は売出しに係る発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された日第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた日から三月（第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一第一項第十条第一項又は第十二条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

11. 違反行為者の賠償責任

(1) 法 23 条の 12 第 4 項

4 第十六条の規定は、第二十三条の八第一項若しくは第二項の規定又は前項において準用する第十五条第二項若しくは第六項の規定に違反して有価証券を取得させた者について準用する。

(2) 読み替え後の法 16 条

（違反行為者の賠償責任）

第十六条 第二十三条の八第一項若しくは第二項の規定又は法 23 条の 12 第 4 項において準用する第十五条第二項若しくは第六項の規定に違反して有価証券を取得させた者は、これを取得した者に対し当該違反行為に因り生じた損害を賠償する責に任ずる。

12. 虚偽記載のある目論見書等を使用した者の賠償責任

(1) 法 23 条の 12 第 5 項・6 項

5 第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十三条の規定は、発行登録を行つた有価証券の募集又は

売出しについて準用する。この場合において、第十七条中「第十三条第一項の目論見書」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）」と【中略】読み替えるものとする。

6 第二項、第三項並びに前項において準用する第十七条、第十八条第二項及び第二十一条第三項の規定は、第二十三条の八第二項の有価証券【追補書類が不要な場合】については、適用しない。

(2) 読み替え後の法 17 条

(虚偽記載のある目論見書等を使用した者の賠償責任)

第十七条 発行登録を行った有価証券の募集又は売出し第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しについて、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）第十三条第一項の目論見書又は重要な事項について虚偽の表示若しくは誤解を生ずるような表示があり、若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の表示が欠けている資料を使用して有価証券を取得させた者は、記載が虚偽であり、若しくは欠けていること又は表示が虚偽であり、若しくは誤解を生ずるような表示であり、若しくは表示が欠けていることを知らないで当該有価証券を取得した者が受けた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、賠償の責めに任すべき者が、記載が虚偽であり、若しくは欠けていること又は表示が虚偽であり、若しくは誤解を生ずるような表示であることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

13. 虚偽記載のある届出書の届出者等の賠償責任

(1) 賠償責任

A) 法 23 条の 12 第 5 項・6 項

5 第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十三条の規定は、発行登録を行った有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、【中略】第十八条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（以下「訂正発行登録書」という。）又は発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの書類に係る参照書類（以下「発行登録書類等」という。）のうちに」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第二項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに」と【中略】読み替えるものとする。

6 第二項、第三項並びに前項において準用する第十七条、第十八条第二項及び第二十一条第三項の規定は、第二十三条の八第二項の有価証券【追補書類が不要な場合】については、適用しない。

B) 読み替え後の法 18 条

(虚偽記載のある届出書の届出者等の賠償責任)

第十八条 発行登録書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（以下「訂正発行登録書」という。）又は発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの書類に係る参照書類（以下「発行登録書類等」という。）のうちに有価証券届出書のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類当該有価証券届出書の届出者は、当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者に対し、損害賠償の責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申し込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第十三条第一項の目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について準用する。この場合において、前項中「有価証券届出書の届出者」とあるのは「目論見書を作成した発行者」と、「募集又は売出しに応じて」とあるのは「募集又は売出しに応じ当該目論見書の交付を受けて」と読み替えるものとする。

(2) 賠償責任額

A) 法 23 条の 12 第 5 項

5 第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十三条の規定は、発行登録を行った有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、【中略】第十九条第二項中「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と、「目論見書」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）」と【中略】読み替えるものとする。

B) 読み替え後の法 19 条

（虚偽記載のある届出書の届出者等の賠償責任額）

第十九条 前条の規定により賠償の責めに任すべき額は、請求権者が当該有価証券の取得について支払った額から次の各号の一に掲げる額を控除した額とする。

一 前条の規定により損害賠償を請求する時における市場価額（市場価額がないときは、その時における処分推定価額）

二 前号の時前に当該有価証券を処分した場合においては、その処分価額

2 前条の規定により賠償の責めに任すべき者は、当該請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、発行登録書類等有価証券届出書又は目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことによって生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情により生じたことを証明した場合においては、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

(3) 賠償請求権の時効

A) 法 23 条の 12 第 5 項

- 5 第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十三条の規定は、発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、【中略】第二十条中「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と、「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに」と、「第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された時」と、「第十条第一項又は第十一条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一第一項」と【中略】読み替えるものとする。

B) 読み替え後の法 20 条

(虚偽記載のある届出書の届出者等に対する賠償請求権の時効)

- 第二十条 第十八条の規定による賠償の請求権は、請求権者が発行登録書類等有価証券届出書若しくは目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から三年間、これを行わないときは、消滅する。当該有価証券の募集若しくは売出しに係る発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された時第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一第一項第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）、これを行わないときも、また、同様とする。

14. 虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の募集又は売出しに応じて取得した者に対する賠償責任

(1) 法 23 条の 12 第 5 項・6 項

- 5 第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十三条の規定は、発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、【中略】第二十一条第一項各号列記以外の部分中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類等のうちに」と、同項第一号及び第三号中「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第三項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに」と【中略】読み替えるものとする。
- 6 第二項、第三項並びに前項において準用する第十七条、第十八条第二項及び第二十一条第三項の規定は、第二十三条の八第二項の有価証券【追補書類が不要な場合】については、適用しない。

(2) 読み替え後の法 21 条

(虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任)

- 第二十一条 発行登録書類等のうちに有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、次に掲げる者

は、当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

- 一 発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類当該有価証券届出書を提出した会社のその提出の時における役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。第百六十三条から第百六十七条までを除き、以下同じ。）又は当該会社の発起人（その提出が会社の成立前にされたときに限る。）
 - 二 当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）
 - 三 当該有価証券届出書に係る第百九十三条の二第一項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人
 - 四 当該募集に係る有価証券の発行者又は第二号に掲げる者のいざれかと元引受契約を締結した金融商品取引業者又は登録金融機関
- 2 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。
- 一 前項第一号又は第二号に掲げる者記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。
 - 二 前項第三号に掲げる者同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかつたこと。
 - 三 前項第四号に掲げる者記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類に係る部分以外の部分については、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。
- 3 第一項第一号及び第二号並びに前項第一号の規定は、第十三条第一項の目論見書（当該目論見書に係る参考書類を含む。）のうちに目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について準用する。この場合において、第一項中「募集又は売出しに応じて」とあるのは「募集又は売出しに応じ当該目論見書の交付を受けて」と、「当該有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「当該目論見書を作成した会社」と、「その提出」とあるのは「その作成」と読み替えるものとする。
- 4 第一項第四号において「元引受契約」とは、有価証券の募集又は売出しに際して締結する次の各号のいざれかの契約をいう。
- 一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得することを内容とする契約
 - 二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約

15. 虚偽記載等のある届出書の提出会社の役員等の募集・売出しによらないで取得した者に対する賠償責任

(1) 法 23 条の 12 第 5 項

5 第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十三条の規定は、発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、【中略】第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類等のうちに」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と【中略】読み替えるものとする。

(2) 読み替え後の法 22 条

(虚偽記載等のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任)

第二十二条 発行登録書類等のうちに有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、第二十一条第一項第一号【一 当該有価証券届出書を提出した会社のその提出の時における役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。)又は当該会社の発起人(その提出が会社の成立前にされたときに限る。)】及び第三号に掲げる者【三 当該有価証券届出書に係る第百九十三条の二第一項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人】は、当該記載が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで、発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、記載が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

2 第二十一条第二項第一号及び第二号の規定は、前項に規定する賠償の責めに任すべき者について準用する。

16. 届出書の真実性の認定等の禁止

(1) 法 23 条の 12 第 5 項

5 第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十三条の規定は、発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、【中略】第二十三条中「第四条第一項から第三項までの規定による届出があり、かつ、その効力が生じたこと」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出されたこと（第二十三条の八第二項の有価証券の募集又は売出しにあつては、発行登録の効力が生じていること。）」と、「第十条第一項若しくは第十一条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項若しくは第二十三条の十一第一項」と、「当該届出」とあるのは「当該発行登録」と、「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と読み替えるものとする。

(2) 読み替え後の法 23 条

(届出書の真実性の認定等の禁止)

第二十三条 何人も、有価証券の募集又は売出しに関し、発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出されたこと（第二十三条の八第二項の有価証券の募集又は売出しにあつては、発行登録の効力が生じていること。）第四条第一項から第三項までの規定による届出があり、かつ、その効力が生じたこと、

又は第二十三条の十第三項若しくは第二十三条の十一第一項第十条第一項若しくは第十二条第一項の規定による停止命令が解除されたことをもつて、内閣総理大臣が当該発行登録当該届出に係る発行登録書類等有価証券届出書の記載が真実かつ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、又は当該有価証券の価値を保証若しくは承認したものであるとみなすことができない。

2 何人も、前項の規定に違反する表示をすることができない。

第二部 条文順

1. 発行登録に関する金商法（23条の3～23条の12）

（発行登録書の提出）

第二十三条の三 有価証券の募集又は売出しを予定している当該有価証券の発行者で、第五条第四項に規定する者に該当するものは、当該募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額（以下「発行予定額」という。）が一億円以上の場合（募集又は売出しを予定している有価証券が新株予約権証券である場合にあっては、発行予定額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合を含む。）においては、内閣府令で定めるところ【開示府令14条の3】により、当該募集又は売出しを予定している期間（以下「発行予定期間」という。）、当該有価証券の種類及び発行予定額又は発行残高の上限、当該有価証券について引受けを予定する金融商品取引業者又は登録金融機関のうち主たるものとの名称その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適切なものとして内閣府令で定めるもの【開示府令14条の3】を記載した書類（以下「発行登録書」という。）を内閣総理大臣に提出して、当該有価証券の募集又は売出しを登録することができる。ただし、その有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）、特定投資家向け有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）及びその有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が同条第四項に規定する少人数向け勧誘（同項本文の規定の適用を受けるものに限る。）に該当するものであつた有価証券の売出し（当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。）を予定している場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の発行登録書に、同項の内閣府令で定める事項のほか、内閣府令で定めるところにより第五条第一項第二号に掲げる事項【当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適切なものとして内閣府令で定める事項】につき当該発行者に係る直近の参考書類を参照すべき旨の記載があり、かつ、公益又は投資者保護のため必要かつ適切なものとして内閣府令で定める書類【開示府令14条の4】の添付がある場合に限り、適用する。

3 第一項の規定による登録（以下「発行登録」という。）を行つた有価証券の募集又は売出しについては、第四条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

4 発行登録を行つた有価証券の発行者である会社は、第五条第四項に規定する要件を満たすため必要があるときは、第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による有価証券報告書を提出する義務が消滅した後においても、引き続き同条第一項に規定する有価証券報告書及びその添付書類を提出することができる。

（訂正発行登録書の提出）

第二十三条の四 発行登録を行つた日以後当該発行登録がその効力を失うこととなる日前において、発行登録書において前条第二項の規定により参照すべき旨記載されている参考書類と同種の書類が新たに提出されたと

きその他当該発行登録に係る発行登録書及びその添付書類（以下この条において「発行登録書類」という。）に記載された事項につき公益又は投資者保護のためその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情【開示府令 14 条の 5 第 1 項】があるときは、当該発行登録をした者（以下「発行登録者」という。）は、内閣府令で定めるところ【開示府令 14 条の 5 第 2 項】により訂正発行登録書を内閣総理大臣に提出しなければならない。当該事情がない場合において、発行登録者が当該発行登録書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めたときも、同様とする。この場合においては、発行予定額又は発行残高の上限の増額、発行予定期間の変更その他の内閣府令で定める事項【開示府令 14 条の 5 第 3 項】を変更するための訂正を行うことはできない。

（発行登録書の効力発生日）

第二十三条の五 第八条の規定は、発行登録の効力の発生について準用する。この場合において、同条第一項中「第五条第一項の規定による届出書（同項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条の規定による訂正届出書。次項において同じ。）」とあるのは「第二十三条の三第一項に規定する発行登録書（以下第二十三条までにおいて「発行登録書」という。）」と、同条第二項中「前条の規定による訂正届出書」とあるのは「第二十三条の四の規定による訂正発行登録書」と、「第五条第一項の規定による届出書」とあるのは「発行登録書」と、同条第三項中「第五条第一項及び第六項若しくは前条の規定による届出書類」とあるのは「発行登録書及びその添付書類又は第二十三条の三第三項に規定する発行登録（以下第二十三条までにおいて「発行登録」という。）が効力を生ずることとなる日前において提出される第二十三条の四の規定による訂正発行登録書」と、「当該届出書類の届出者」とあるのは「これらの書類の提出者」と読み替えるものとする。

2 発行登録が効力を生じた日以後に、前条の規定により訂正発行登録書が提出された場合には、内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該訂正発行登録書が提出された日から十五日を超えない範囲内において内閣総理大臣が指定する期間、当該発行登録の効力の停止を命ずることができる。

（発行登録に係る有価証券の発行予定期間）

第二十三条の六 発行登録に係る有価証券の発行予定期間は、発行登録の効力が生じた日から起算して二年を超えない範囲内において内閣府令で定める期間【開示府令 14 条の 6】とする。

2 発行登録は、前項の発行予定期間を経過した日に、その効力を失う。

（発行登録取下届出書の提出）

第二十三条の七 前条第一項に定める発行予定期間を経過する日前において発行予定額全額の有価証券の募集又は売出しが終了したときは、発行登録者は、内閣府令で定めるところ【開示府令 14 条の 7】によりその旨を記載した発行登録取下届出書を内閣総理大臣に提出して、発行登録を取り下げなければならない。

2 前項の場合においては、発行登録は、前条第二項の規定にかかわらず、内閣総理大臣が当該発行登録取下届出書を受理した日に、その効力を失う。

（発行登録追補書類の提出）

第二十三条の八 発行登録者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者又は登録金融機関は、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている有価証券については、当該発行登録がその効力

を生じており、かつ、当該有価証券の募集又は売出しごとにその発行価額又は売出価額の総額、発行条件又は売出条件その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの【開示府令 14 条の 8】を記載した書類（以下「発行登録追補書類」という。）が内閣府令で定めるところ【開示府令 14 条の 8】により内閣総理大臣に提出されていなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。ただし、有価証券の募集又は売出しごとの発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるもの【開示府令 14 条の 9】については、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債のうち同法第六十六条第一号に規定する短期社債その他政令で定めるもの【令 3 条の 2 の 2】（その取扱いを行う振替機関（同法第二条第二項に規定する振替機関をいう。）により、その発行残高が公衆の縦覧に供されるものに限る。）については、当該発行登録がその効力を生じている場合には、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けることができる。
- 3 有価証券の募集又は売出しが一定の日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主に対し行われる場合には、当該募集又は売出しに関する発行登録追補書類の提出は、その日の十日前までにしなければならない。ただし、有価証券の発行価格又は売出価格その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合【開示府令 14 条の 10】は、この限りでない。
- 4 第四条第五項及び第六項の規定は、第一項ただし書の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しが行われる場合について準用する。この場合において、同条第五項中「当該特定募集に係る」とあるのは「当該募集若しくは売出しに係る」と、「当該特定募集が」とあるのは「当該募集又は売出しが」と、同条第六項中「当該特定募集等に係る」とあるのは「当該」と、「当該特定募集等が」とあるのは「当該募集又は売出しが」と、「当該特定募集等に関する」とあるのは「当該募集又は売出しに関する」と、「開示が行われている場合における第四項に規定する有価証券の売出しでその売出価額の総額が一億円未満のもの、第一項第三号に掲げる有価証券の売出しで当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者以外の者が行うもの及び同項第五号に掲げる有価証券の募集又は売出しでその発行価額」とあるのは「発行価額」と、「以下のもの」とあるのは「以下の有価証券の募集又は売出し」と読み替えるものとする。
- 5 第一項の発行登録追補書類には、同項の内閣府令で定める事項のほか、内閣府令で定めるところにより、第五条第一項第二号に掲げる事項【当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項】につき当該発行者に係る直近の参考書類を参照すべき旨を記載するとともに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める書類【開示府令 14 条の 12】を添付しなければならない。

（形式不備等による訂正発行登録書の提出命令）

第二十三条の九 内閣総理大臣は、発行登録書（当該発行登録書に係る参考書類を含む。）及びその添付書類若しくは第二十三条の四の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参考書類を含む。）に形式上の不備があり、又はこれらの書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、これらの書類の提出者に対し、訂正発行登録書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 発行登録が効力を生ずる日前に前項の規定による処分があつた場合においては、当該発行登録は、第二十三

- 条の五第一項において準用する第八条の規定にかかわらず、内閣総理大臣が当該発行登録に係る発行登録書を受理した日から内閣総理大臣が指定する期間を経過した日に、その効力を生ずる。
- 3 前項の場合において、内閣総理大臣が指定する期間内に第二十三条の四の規定による訂正発行登録書の提出があつた場合には、内閣総理大臣が当該訂正発行登録書を受理した日に、発行登録書の受理があつたものとみなす。
- 4 前項の場合において、内閣総理大臣は、第二十三条の四の規定による訂正発行登録書の内容が公衆に容易に理解されると認める場合又は当該訂正発行登録書の提出者に係る第五条第一項第二号に掲げる事項【当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他
の公益又は投資者保護のため必要かつ適切なものとして内閣府令で定める事項】に関する情報が既に公衆に広範に提供されていると認める場合においては、第二項において内閣総理大臣が指定した期間に満たない期間を指定することができる。この場合においては、発行登録は、その期間を経過した日に、その効力を生ずる。
- 5 第三項の規定は、前項の規定による期間の指定があつた場合において、当該指定された期間内に第二十三条の四の規定による訂正発行登録書の提出があつたときに準用する。

(虚偽記載等による訂正発行登録書の提出命令)

- 第二十三条の十 内閣総理大臣は、発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四若しくは前条第一項の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）又は発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、当該書類の提出者に対し、訂正発行登録書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 2 前条第二項から第五項までの規定は、発行登録が効力を生ずる日前に前項の規定による訂正発行登録書の提出命令があつた場合について準用する。
- 3 内閣総理大臣は、発行登録が効力を生じた日以後に第一項の規定による処分を行つた場合において必要があると認めるときは、当該発行登録の効力の停止を命ずることができる。
- 4 前項の規定による停止命令があつた場合において、第一項の規定による訂正発行登録書が提出され、かつ、内閣総理大臣がこれを適當と認めたときは、内閣総理大臣は、前項の規定による停止命令を解除するものとする。
- 5 前各項の規定は、内閣総理大臣が、第一項の規定により提出される訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見した場合について準用する。

(虚偽記載による発行登録の効力の停止等)

- 第二十三条の十一 内閣総理大臣は、発行登録書及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは前条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの書類に係る参照書類のうちに重要な事項について虚偽の記載がある場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該発行登録書及びその添

付書類、当該訂正発行登録書若しくは当該発行登録追補書類及びその添付書類（以下この条において「発行登録書類等」という。）又は当該発行登録書類等の提出者がこれを提出した日から一年以内に提出する第五条第一項に規定する届出書若しくは発行登録書若しくは発行登録追補書類について、これらの書類の提出者に対し、公益又は投資者保護のため相当と認められる期間、当該発行登録書類等に係る発行登録の効力、当該届出書に係る届出の効力若しくは当該発行登録書若しくは当該発行登録追補書類に係る発行登録の効力の停止を命じ、又は第八条第一項（第二十三条の五第一項において準用する場合を含む。）に規定する期間を延長することができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前項の規定による処分があつた場合において、内閣総理大臣は、同項の記載につき第二十三条の四又は前条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により提出された訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参考書類を含む。）の内容が適当であり、かつ、当該提出者の発行する有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けても公益又は投資者保護のため支障がないと認めるときは、前項の規定による処分を解除することができる。

（発行登録書等に関する準用規定）

- 第二十三条の十二 第六条の規定は、発行登録書及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類が提出された場合について準用する。
- 2 第十三条第一項の規定は発行登録を行つた有価証券の発行者について、同条第二項本文の規定は発行登録を行つた有価証券の発行者が作成する目論見書について、同条第四項及び第五項の規定は発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項本文中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容」とあるのは、「発行登録書、第二十三条の四の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類に記載すべき内容及び内閣府令で定める内容」と読み替えるものとする。
- 3 第十五条第二項及び第六項の規定は、発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の」と、同条第六項中「第二項から前項まで」とあるのは「第二項」と、「第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた日」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された日」と、「第十条第一項又は第十一条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一第一項」と読み替えるものとする。
- 4 第十六条の規定は、第二十三条の八第一項若しくは第二項の規定又は前項において準用する第十五条第二項若しくは第六項の規定に違反して有価証券を取得させた者について準用する。
- 5 第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十三条の規定は、発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、第十七条中「第十三条第一項の目論見書」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の目論見書（当該目論見書に係る参考書類を含む。）」と、第十八条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類、第二十三条の四、第二十三

条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（以下「訂正発行登録書」という。）又は発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの書類に係る参照書類（以下「発行登録書類等」という。）のうちに」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第二項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに」と、第十九条第二項中「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と、「目論見書」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）」と、第二十条中「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と、「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに」と、「第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された時」と、「第十条第一項又は第十二条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一第一項」と、第二十一条第一項各号列記以外の部分中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類等のうちに」と、同項第一号及び第三号中「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第三項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類等のうちに」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、第二十三条中「第四条第一項から第三項までの規定による届出があり、かつ、その効力が生じたこと」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出されたこと（第二十三条の八第二項の有価証券の募集又は売出しにあつては、発行登録の効力が生じていること。）」と、「第十条第一項若しくは第十二条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項若しくは第二十三条の十一第一項」と、「当該届出」とあるのは「当該発行登録」と、「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と読み替えるものとする。

- 6 第二項、第三項並びに前項において準用する第十七条、第十八条第二項及び第二十一条第三項の規定は、第二十三条の八第二項の有価証券【追補書類が不要な場合】については、適用しない。

2. 読み替えられた金商法（4条～23条）

（募集又は売出しの届出）

第四条 1～4 【略】

- 5 法23条の8第1項但書の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出し第一項第五号に掲げる有価証券の募集若しくは売出し若しくは第二項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けない適格機関投資家取得有価証券一般勧誘若しくは第三項ただし書の規定により同項本文の規定の適用を受けない特定投資家等取得有価証券一般勧誘のうち、有価証券の売出しに該当するもの若しくは有価証券の売出しに該当せず、かつ、開示が行われている場合に該当しないもの（以下この項及び次項において「特定募集」という。）をし、又は当該募集若しくは売出しに係る当該特定募集に係る有価証券を取得させ若しくは売り付ける場合に使用する資料には、当該募集又は売出しが当該特定募集が第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の

適用を受けるものである旨を表示しなければならない。

6

法 23 条の 8 第 1 項但書の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出し **特定募集又は第一項第三号に掲げる有価証券の売出し**（以下この項において「特定募集等」という。）が行われる場合においては、**当該当該特定募集等に係る**有価証券の発行者は、**当該募集又は売出しが当該特定募集等が**開始される日の前日までに、内閣府令で定めるところ**[開示府令 14 条の 11 第 1 項ないし 4 項]**により、**当該募集又は売出しに関する当該特定募集等に関する**通知書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、**発行価額開示が行われている場合における第四項に規定する有価証券の売出し**でその売出価額の総額が一億円未満のもの、**第一項第三号に掲げる有価証券の売出し**で当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者以外の者が行うもの及び**同項第五号に掲げる有価証券の募集又は売出し**でその**発行価額**又は売出価額の総額が内閣府令で定める金額**[開示府令 14 条の 11 第 5 項]**以下**の有価証券の募集又は売出し**以下のものについて、この限りでない。

（届出書類の写しの金融商品取引所等への提出）

第六条 次の各号に掲げる有価証券の発行者は、**発行登録書及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項**（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書又は**発行登録追補書類及びその添付書類**が提出された場合**第四条第一項から第三項までの規定による届出をしたときは**、遅滞なく、**発行登録書及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項**（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書又は**発行登録追補書類及びその添付書類**前条第一項及び第六項の規定による届出書類の写しを当該各号に掲げる者に提出しなければならない。

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券当該金融商品取引所
- 二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券政令で定める認可金融商品取引業協会

（届出の効力発生日）

第八条 **発行登録第四条第一項から第三項までの規定による届出**は、内閣総理大臣が**第二十三条の三第一項に規定する発行登録書**（以下第二十三条までにおいて「発行登録書」という。）第五条第一項の規定による届出書（同項ただし書に規定する事項の記載がない場合には、当該事項に係る前条の規定による訂正届出書。次項において同じ。）を受理した日から十五日を経過した日に、その効力を生ずる。

2

前項の期間内に**第二十三条の四の規定による訂正発行登録書**前条の規定による訂正届出書の提出があつた場合における同項の規定の適用については、内閣総理大臣がこれを受理した日に、**発行登録書第五条第一項の規定による届出書**の受理があつたものとみなす。

3

内閣総理大臣は、**発行登録書及びその添付書類又は第二十三条の三第三項に規定する発行登録**（以下第二十三条までにおいて「発行登録」という。）が効力を生ずることとなる日前において提出される**第二十三条の四の規定による訂正発行登録書**第五条第一項及び第六項若しくは前条の規定による届出書類の内容が公衆に容易に理解されると認める場合又は**これらの書類の提出者**当該届出書類の届出者に係る第五条第一項第二号に掲げる事項**[当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項]**に関する

する情報が既に公衆に広範に提供されていると認める場合においては、当該提出者届出者に対し、第一項に規定する期間に満たない期間を指定し、又は発行登録第四条第一項から第三項までの規定による届出が、直ちに若しくは第一項に規定する発行登録書類届出書を受理した日の翌日に、その効力を生ずる旨を通知することができる。この場合において、発行登録同条第一項から第三項までの規定による届出は、当該満たない期間を指定した場合にあつてはその期間を経過した日に、当該通知をした場合にあつては直ちに又は当該翌日に、その効力を生ずる。

4 第二項の規定は、前項の規定による期間の指定があつた場合について準用する。

(目論見書の作成及び虚偽記載のある目論見書等の使用禁止)

第十三条 その募集又は売出し（適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び特定投資家等取得有価証券一般勧誘（有価証券の売出しに該当するものを除く。）を含む。以下この条並びに第十五条第二項から第四項まで及び第六項において同じ。）につき発行登録を行った有価証券の発行者第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受ける有価証券の発行者は、当該募集又は売出しに際し、目論見書を作成しなければならない。開示が行われている場合（同条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。以下この章において同じ。）における有価証券の売出し（その売出価額の総額が一億円未満であるものその他内閣府令で定めるものを除く。）に係る有価証券（以下この章において「既に開示された有価証券」という。）の発行者についても、同様とする。

2 前項の目論見書は、発行登録書、第二十三条の四の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類に記載すべき内容及び内閣府令で定める内容【開示府令 14 条の 13】次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容を記載しなければならない。【但書省略】

3 【略】

4 何人も、発行登録を行った有価証券の募集又は売出し第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載が欠けている第一項の目論見書を使用してはならない。

5 何人も、発行登録を行った有価証券の募集又は売出し第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために第一項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの）を含む。第十七条において同じ。）を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

(届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付)

第十五条 【略】

2 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者は、前項の有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合には、第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、こ

の限りでない。

- 一 適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合 (当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。)
- 二 当該目論見書の交付を受けないことについて同意した次に掲げる者に当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合 (当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該同意した者から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。)
 - イ 当該有価証券と同一の銘柄を所有する者
 - ロ その同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者

6 第二項第二項から前項までの規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部 (第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。) を、当該募集又は売出しに係る発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された日第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた日から三月 (第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一第一項第十条第一項又は第十二条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。) を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

(違反行為者の賠償責任)

第十六条 第二十三条の八第一項若しくは第二項の規定又は法23条の12第4項において準用する第十五条第二項若しくは第六項の規定前条の規定に違反して有価証券を取得させた者は、これを取得した者に対し当該違反行為に因り生じた損害を賠償する責に任ずる。

(虚偽記載のある目論見書等を使用した者の賠償責任)

第十七条 発行登録を行つた有価証券の募集又は売出し第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しについて、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けてゐる第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の目論見書 (当該目論見書に係る参考書類を含む。) 第十三条第一項の目論見書又は重要な事項について虚偽の表示若しくは誤解を生ずるような表示があり、若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の表示が欠けている資料を使用して有価証券を取得させた者は、記載が虚偽であり、若しくは欠けていること又は表示が虚偽であり、若しくは誤解を生ずるような表示であり、若しくは表示が欠けていることを知らないで当該有価証券を取得した者が受けた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、賠償の責めに任すべき者が、記載が虚偽であり、若しくは欠けていること又は表示が虚偽であり、若しくは誤解を生ずるような表示であることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(虚偽記載のある届出書の届出者等の賠償責任)

第十八条 発行登録書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項 (同条第五項におい

て準用する場合を含む。)の規定による訂正発行登録書(以下「訂正発行登録書」という。)又は発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの書類に係る参照書類(以下「発行登録書類等」という。)のうちに有価証券届出書のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類当該有価証券届出書の届出者は、当該有価証券を当該募集又は売出しに応じて取得した者に対し、損害賠償の責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申し込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、第十三条第一項の目論見書(当該目論見書に係る参照書類を含む。)のうちに目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について準用する。この場合において、前項中「有価証券届出書の届出者」とあるのは「目論見書を作成した発行者」と、「募集又は売出しに応じて」とあるのは「募集又は売出しに応じ当該目論見書の交付を受けて」と読み替えるものとする。

(虚偽記載のある届出書の届出者等の賠償責任額)

第十九条 前条の規定により賠償の責めに任すべき額は、請求権者が当該有価証券の取得について支払った額から次の各号の一に掲げる額を控除した額とする。

- 一 前条の規定により損害賠償を請求する時における市場価額(市場価額がないときは、その時ににおける処分推定価額)
- 二 前号の時前に当該有価証券を処分した場合においては、その処分価額
- 2 前条の規定により賠償の責めに任すべき者は、当該請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、発行登録書類等有価証券届出書又は目論見書(当該目論見書に係る参照書類を含む。)目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことによって生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情により生じたことを証明した場合においては、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

(虚偽記載のある届出書の届出者等に対する賠償請求権の時効)

第二十条 第十八条の規定による賠償の請求権は、請求権者が発行登録書類等有価証券届出書若しくは目論見書(当該目論見書に係る参照書類を含む。)のうちに目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていたことを知った時又は相当な注意をもつて知ることができる時から三年間、これを行わないときは、消滅する。当該有価証券の募集若しくは売出しに係る発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された時第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間(第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一第一項第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。)、これを行わないときも、また、同様とする。

(虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任)

第二十一条 発行登録書類等のうちに有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、次に掲げる者は、

当該有価証券を募集又は売出しに応じて取得した者に対し、記載が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際記載が虚偽であり、又は欠けていることを知つていたときは、この限りでない。

- 一 発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類当該有価証券届出書を提出した会社のその提出の時における役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。第百六十三条から第百六十七条までを除き、以下同じ。）又は当該会社の発起人（その提出が会社の成立前にされたときに限る。）
 - 二 当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しをすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）
 - 三 当該有価証券届出書に係る第百九十三条の二第一項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人
 - 四 当該募集に係る有価証券の発行者又は第二号に掲げる者のいざれかと元引受契約を締結した金融商品取引業者又は登録金融機関
- 2 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事項を証明したときは、同項に規定する賠償の責めに任じない。
- 一 前項第一号又は第二号に掲げる者記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。
 - 二 前項第三号に掲げる者同号の証明をしたことについて故意又は過失がなかつたこと。
 - 三 前項第四号に掲げる者記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類に係る部分以外の部分については、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたこと。
- 3 第一項第一号及び第二号並びに前項第一号の規定は、第十三条第一項の目論見書（当該目論見書に係る参考書類を含む。）のうちに目論見書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について準用する。この場合において、第一項中「募集又は売出しに応じて」とあるのは「募集又は売出しに応じ当該目論見書の交付を受けて」と、「当該有価証券届出書を提出した会社」とあるのは「当該目論見書を作成した会社」と、「その提出」とあるのは「その作成」と読み替えるものとする。
- 4 第一項第四号において「元引受契約」とは、有価証券の募集又は売出しに際して締結する次の各号のいざれかの契約をいう。
- 一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。次号において同じ。）から取得することを内容とする契約
 - 二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約

（虚偽記載等のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任）

第二十二条 発行登録書類等のうちに有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、第二十一条第一項第一号【一 当該有価証券届出書を提出した会社のその提出の時における役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。)又は当該会社の発起人(その提出が会社の成立前にされたときに限る。)】及び第三号に掲げる者【三 当該有価証券届出書に係る第百九十三条の二第一項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であり又は欠けているものを虚偽でなく又は欠けていないものとして証明した公認会計士又は監査法人】は、当該記載が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで、発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、記載が虚偽であり、又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる。

- 2 第二十一条第二項第一号及び第二号の規定は、前項に規定する賠償の責めに任すべき者について準用する。
(届出書の真実性の認定等の禁止)

第二十三条 何人も、有価証券の募集又は売出しに関し、発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出されたこと (第二十三条の八第二項の有価証券の募集又は売出しにあつては、発行登録の効力が生じていること。) 第四条第一項から第三項までの規定による届出があり、かつ、その効力が生じたこと、又は第二十三条の十第三項若しくは第二十三条の十一第一項第十条第一項若しくは第十一条第一項の規定による停止命令が解除されたことをもつて、内閣総理大臣が当該発行登録当該届出に係る発行登録書類等有価証券届出書の記載が真実かつ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、又は当該有価証券の価値を保証若しくは承認したものであるとみなすことができない。

- 2 何人も、前項の規定に違反する表示をすることができない。

3. その他金商法（5条4項）

- 4 次に掲げるすべての要件を満たす者が前条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする場合において、第一項の届出書に、内閣府令で定めるところにより、その者に係る直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書又は半期報告書及び臨時報告書 (第二十四条の第五第四項に規定する報告書をいう。) 並びにこれらの訂正報告書 (以下「参照書類」という。) を参照すべき旨を記載したときは、第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。
- 一 既に内閣府令で定める期間【開示府令9条の4第2項】継続して有価証券報告書のうち内閣府令で定めるもの【開示府令9条の4第3項】を提出していること。
 - 二 当該者に係る第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、その者が発行者である有価証券で既に発行されたものの取引所金融商品市場における取引状況等に関し内閣府令で定める基準【開示府令9条の4第5号】に該当すること。

4. 金商令（3条の2の2）

(法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの)

- 第三条の二の二 法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 保険業法に規定する短期社債
 - 二 資産流動化法に規定する特定短期社債
 - 三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債
 - 四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外國投資証券で投資法人債券に類する証券を含む。次条第三号において同じ。）であつて、社債、株式等の振替に関する法律に規定する短期社債又は前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの[開示府令 14 条の 9 の 2]

5. 開示府令

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

- 第二条 1～3 [略]
- 4 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。
- 一 募集又は売出しに係る有価証券が新株予約権証券である場合で、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し
 - 二 募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第九条の二第二号から第五号まで、第十九条第二項第一号から第二号の二まで及び第十四条の十五第二項において同じ。）に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（令第二条の十二に規定する場合[法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合＝募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出し]に該当するもの、法第四条第一項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに法第二十三条の八第一項の規定による発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（この条において新株予約権付社債券は、第一条第二号の規定にかかわらず、同一条第一号ニに掲げる有価証券[株券又は新株予約権証券]と同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し
 - 三 募集（令第一条の六に規定する要件[法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める要件＝取得勧誘が少人数向け勧誘に該当しないための要件。]に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第九条の二

において同じ。) の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

三の二 売出し (令第一条の八の三に規定する要件 [法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める要件
=売付け勧誘等が少人数向け勧誘に該当しないための要件] に該当することにより売出しに該当す
ることとなつた場合に限る。) に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘
等 (法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。) が行われる日以前一月以内に
売付け勧誘等 (他の者が行つたものを除く。) が行われた同種の既発行証券 (令第一条の八の三
に規定する同種の既発行証券 [当該有価証券と発行者が同一で、定義府令 10 条の 2 第 1 項各号に
掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券。定義府令 10 条の 2 第
2 項。]) をいう。第九条の二第三号の二及び第十九条第二項第一号において同じ。) の売出価額の
総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

四 同一の種類の有価証券でその発行価額又は売出価額の総額が一億円未満である二組以上の募集
又は売出しが並行して行われ、かつ、これらの募集又は売出しに係る有価証券の発行価額又は売
出価額の合計額が一億円以上となる場合におけるそれぞれの募集又は売出し

五 発行価額若しくは売出価額の総額が一億円以上である有価証券の募集若しくは売出し又は第二
号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る有価証券
と同一の種類の有価証券の募集又は売出し

六 法第十条第一項 (法第二十七条において準用する場合を含む。) の規定による届出の効力の停止
の処分又は法第十二条第一項 (法第二十七条において準用する場合を含む。) の規定による届出
の効力の停止の処分、発行登録の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた届出者が、
これらの処分を受けている期間内に新たに行う有価証券の募集又は売出し

七 法第二十三条の十第三項 (法第二十七条において準用する場合を含む。) の規定による発行登録
の効力の停止の処分又は法第二十三条の十一第一項 (法第二十七条において準用する場合を含
む。) の規定による発行登録の効力の停止の処分、届出の効力の停止の処分若しくは期間の延長
の処分を受けた登録者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う有価証券の募集又は売
出し

八 本邦の金融商品取引所に発行株式 (発行優先出資を含む。以下同じ。) を上場しようとする会社
(指定法人を含む。以下この号において同じ。) 又は認可金融商品取引業協会に発行株式を店頭
売買有価証券として登録しようとする会社 (既に本邦の他の金融商品取引所に発行株式が上場さ
れている会社又はいずれかの認可金融商品取引業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登
録されている会社を除く。第八条第二項において同じ。) で、継続開示会社でないものが行う当
該金融商品取引所又は当該認可金融商品取引業協会の規則による発行株式の募集又は売出し

(届出書提出期限の特例)

第三条 法第四条第四項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出し
を行う場合とする。

一 株券 (優先出資証券を含む。以下同じ。)、新株予約権証券及び新株予約権付社債券以外の有価証
券

- 二 時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券
- 三 時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券
- 四 法第二十四条第一項第一号及び第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる有価証券の発行者である会社（指定法人を含む。）以外の会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券（前三号に掲げるもの及び本邦以外の地域の金融商品取引所において上場されているものを除く。）
- 五 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券であつて、取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。第十四条の十四の二第一項第一号において同じ。）において売買を行うこととなるもの（参照方式による有価証券届出書）
- 第九条の四 法第五条第四項各号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げるすべての要件を満たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合（法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第四号に掲げる基準に該当する場合は、社債券に係る有価証券届出書を提出しようとするとき限り。）には、法第五条第四項の規定により、内国会社にあつては第二号の三様式、外国会社にあつては第七号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。
- 2 法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は、一年間とする。
- 3 法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、前条第二項に規定する有価証券報告書【内国会社にあつては第三号又は第四号様式、外国会社にあつては第八号又は第九号様式により作成し、財務局長等に提出した有価証券報告書】とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする者が前条第三項に規定する場合【有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転により設立された株式移転設立完全親会社】に該当するときには、法第五条第四項第一号に規定する内閣府令で定める期間は前条第三項に規定する期間とし、同号に規定する内閣府令で定めるものは前条第三項に規定する有価証券報告書とすることができます。
- 5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。
- 一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている株券（特定上場有価証券を除く。以下この項において「上場株券」という。）又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（特定店頭売買有価証券を除く。以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。
- イ 上場日等（当該者の発行する株券が、上場株券である場合にあつては法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することとなつた日、店頭登録株券である場合にあつては同項第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日をいう。以下この号において同じ。）が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有価証券届出書の提出日の六月前の日から提出日の前日までの間のいずれかの日（以下この項において「算定期」）以前三年間の金融商品市場における売買金額又は認可金融商品取

引業協会の発表する売買金額（以下この号において「売買金額」という。）の合計を三で除して得た額が百億円以上であり、かつ、三年平均時価総額（当該算定基準日、その日の属する年（以下この項において「算定基準年」という。）の前年の応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額（金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。以下この項において「時価総額」という。）の合計を三で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。

- ロ 上場日等が当該有価証券届出書の提出日以前三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前二年間の売買金額の合計を二で除して得た額が百億円以上であり、かつ、二年平均時価総額（当該算定基準日及び算定基準年の前年の応当日における時価総額の合計を二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。
 - ハ 上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合において、当該者の発行済株券について、算定基準日以前一年間の売買金額が百億円以上であり、かつ、基準時時価総額（当該算定基準日における時価総額をいう。以下この項において同じ。）が百億円以上であること。
 - ニ 当該者の発行済株券について、三年平均時価総額（上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日で二年六月前の日以前の日である場合には、二年平均時価総額、上場日等が当該有価証券届出書の提出日の二年六月前の日後の日である場合には、基準時時価総額）が二百五十億円以上であること。
 - ホ 当該者が本邦において当該有価証券届出書の提出日以前五年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が百億円以上であること。
 - ヘ 法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（新株予約権付社債券を除く。）を既に発行していること。
- 二 前号イに規定する上場日等が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日後の日であり、かつ、有価証券届出書を提出しようとする者が同号イ中「法第二十四条第一項第一号」を「法第二十四条第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する売買金額」に、「又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」を「及び認可金融商品取引業協会の発表する時価総額」に読み替えた後の同号イからニまでのいずれかの場合に該当すること。
- 三 有価証券届出書を提出しようとする者が、指定外国金融商品取引所に上場されている株券を発行しており、かつ、当該者の発行済株券について、外国金融商品市場における基準時時価総額が千億円以上であること。
- 四 第一号ホの場合に該当すること（前三号に該当する場合を除く。）。

（有価証券届出書の添付書類）

- 第十条 法第五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券届出書に添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券届出書の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。この場合において、第四号ホからトまで（第五号から第七号までにおいて引用する場合を含む。）に掲げる書類を有価証券届出書に添付できないときには、当該有価証券届出書の提出の日以後届出がその効力を生ずることとなる日の前日までに提出することができる。
- 一 第二号様式により作成した有価証券届出書
 - イ～ハ **【略】**
 - ニ 当該有価証券が社債、社会医療法人債、学校債券若しくは学校貸付債権（第四号及び第十七条第一項において「社債等」という。）又はコマーシャル・ペーパーであつて保証が付されている場合には、次に掲げる書面
 - (1) 当該保証を行つている会社（指定法人及び組合等を含む。以下「保証会社」という。）の定款（法人以外の組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面
 - (2) 当該保証の内容を記載した書面
 - ホ 当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し
 - ヘ 当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し
 - ト 当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し
 - 二 第二号の二様式により作成した有価証券届出書 **【略】**
 - 三 第二号の三様式により作成した有価証券届出書 **【略】**
 - 三の二 第二号の四様式により作成した有価証券届出書 **【略】**
 - 三の三 第二号の五様式により作成した有価証券届出書 **【略】**
 - 四 第七号様式により作成した有価証券届出書
 - イ～ニ **【略】**
 - ホ 外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定**【資本取引】**による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面
 - ヘ 当該外国会社が金融商品取引業者との間に締結した元引受契約の契約書の写し
 - ト 当該有価証券が社債等である場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し
 - 五 第七号の二様式により作成した有価証券届出書 **【略】**

- 六 第七号の三様式により作成した有価証券届出書 **【略】**
- 七 第七号の四様式により作成した有価証券届出書 **【略】**
- 2 第一項第四号から第七号までに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。
- (発行登録書の記載内容等)
- 第十四条の三 法第二十三条の三第一項の規定により有価証券の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号ロ**【社債券】**に掲げる有価証券(法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券**【短期社債等】**を除く。)又は同号ハ**【優先出資法の優先出資証券】**、ニ**【株券又は新株予約権証券】**、ト**【カバードワント】**、ヲ**【預託証券】**若しくはワ**【有価証券信託受益証券】**に掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号様式、同号チ**【コマーシャル・ペーパー】**に掲げる有価証券を発行する者にあつては第十一号の二様式、外国会社にあつては第十四号様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。
- 2 法第二十三条の八第二項の規定の適用を受ける有価証券**【短期社債等】**の募集又は売出しを登録しようとする者は、募集又は売出しごとに内国会社にあつては第十一号の二の二様式、外国会社にあつては第十四号の四様式により発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

- (発行登録書の添付書類)
- 第十四条の四 法第二十三条の三第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める書類(次条において「添付書類」という。)は、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。
- 一 第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書
- イ 定款(第十七条第一項ただし書**【有価証券報告書の添付書類。5年以内に提出していれば変更部分のみ。】**の規定により、当該発行登録書の参照書類に含まれていない場合に限る。)
- ロ 当該発行登録書の提出者が法第五条第四項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面
- ハ 当該発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合(次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合を除く。)における当該重要な事実の内容を記載した書類
- (1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。
- (2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。
- ニ 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面
- ホ 当該発行登録書の提出者が第九条の四第四項の規定**【有価証券届出書を提出しようとする者が株式移転により設立された株式移転設立完全親会社】**により法第五条第四項第

一号の要件を満たしている場合には、第十条第一項第二号ハに掲げる書面

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

- イ 前号に掲げる書類
- ロ 当該発行登録書に記載された当該外国会社（当該発行登録書を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

- ハ 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

二 当該発行登録が適法であることについての法律専門家の法律意見書

2 発行登録書（訂正発行登録書を含む。第十四条の十一第二項及び第十四条の十二第一項において同じ。）には、次の各号に掲げる発行登録書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付することができる。

一 第十一号様式及び第十一号の二の二様式により作成した発行登録書

- イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写し
- ロ 第十条第一項第一号ニに掲げる書面

二 第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書

- イ 前号に掲げる書類
- ロ 当該発行登録書を提出する外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録書に係る発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

- ハ 当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書

二 第十条第一項第四号ホからトまでに掲げる書類

3 第一項第二号及び前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（訂正発行登録書の提出事由等）

第十四条の五 提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 記載された発行予定額のうちの未発行分の一部を発行予定期間内に発行する見込みがなくなつたこと。
- 二 記載された発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。
- 三 記載された引受けを予定する金融商品取引業者のうちの主たるものに異動があつたこと。
- 四 記載された発行登録の効力発生予定期日に変更があつたこと。

2 法第二十三条の四の規定により訂正発行登録書を提出しようとする発行登録者（同条に規定する発行登録者をいう。以下同じ。）は、内国会社にあつては第十一号の三様式、外国会社にあつては第十四号の二様式により訂正発行登録書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

3 法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないものとして内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 発行予定額又は発行残高の上限の増額
- 二 発行予定期間の変更
- 三 有価証券の種類の変更

(発行登録に係る発行予定期間)

第十四条の六 法第二十三条の六第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める期間は、発行登録をしようとする者の選択により、一年間又は二年間とする。ただし、コマーシャル・ペーパーの募集又は売出しの登録の場合にあつては一年間とする。

(発行登録取下届出書の記載内容)

第十四条の七 法第二十三条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により発行登録を取り下げようとする発行登録者は、内国会社にあつては第十一号の四様式、外国会社にあつては第十四号の三様式により発行登録取下届出書を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(発行登録追補書類の記載内容等)

第十四条の八 法第二十三条の八第一項の規定により登録されている有価証券を取得させ、又は売り付けようとする発行登録者は、当該有価証券の募集又は売出しごとに、内国会社のうち第一条第一号ロ[社債券]、ハ[優先出資法の優先出資証券]、ニ[株券又は新株予約権証券]、ト[カバードワント]、ヲ[預託証券]又はワ[有価証券信託受益証券]に掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号様式、同号チ[コマーシャル・ペーパー]に掲げる有価証券を発行する者にあつては第十二号の二様式、外国会社にあつては第十五号様式により発行登録追補書類三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し)

第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第四項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

第十四条の九の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定めるものは、振替外債(社債等振替法第百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条(第一号を除く。)に規定する振替外債(同条に規定する振替社債及び社債等振替法第百十七条において準用する社債等振替法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。)に規定する保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会社の社債の性質を有するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第十四条の十六において「短期外債」という。)とする。

- 一 円建てで発行されるものであること。
- 二 各振替外債の金額が一億円を下回らないこと。
- 三 元本の償還について、振替外債の総額の払込みのあつた日から年末満の日とする定期期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- 四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(発行登録追補書類提出期限の特例)

第十四条の十 法第二十三条の八第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、第三条各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

（発行登録通知書の記載内容等）

第十四条の十一 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 発行登録通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書【**訂正発行登録書を含む。**】に添付された書類と同一内容のものを除く。）を添付しなければならない。

一 内国会社

- イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は行政庁の認可を受けたことを証する書面
- ロ 当該有価証券の募集又は売出しに際し目論見書が使用される場合における当該目論見書

二 外国会社

- イ 前号に掲げる書類
- ロ 当該有価証券の募集又は売出しが適法であることについての法律専門家の法律意見書
- ハ 外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項又は第二項の規定【**資本取引**】による許可を必要とする場合における当該許可を受けたことを証する書面

3 前項第二号ロに掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

4 第五条の規定【**変更通知書**】は、発行登録通知書に記載された内容に変更があつた場合に準用する。

5 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千円とする。

（発行登録追補書類の添付書類）

第十四条の十二 法第二十三条の八第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる発行登録追補書類の区分に応じ、当該各号に定める書類（第十四条の四第一項又は第二項の規定により発行登録書【**訂正発行登録書を含む。**】に添付された書類と同一内容のものを除く。）とする。

一 第十二号様式により作成した発行登録追補書類

- イ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議があつた場合における当該取締役会の議事録等の写し若しくは当該株主総会の議事録の写し又は行政庁の認可を受けたことを証する書面
- ロ 当該有価証券の発行による会社（指定法人を含む。）の資本金の額の変更につき、行政庁の許可、認可又は承認を必要とする場合における当該許可、認可又は承認があ

つたことを知るに足る書面

ハ 当該発行登録追補書類において参考すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容を記載した書類

(1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。

(2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。

ニ 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面

ホ 第十条第一項第一号ニ、ホ、ヘ又はトに掲げる書面

二 第十五号様式により作成した発行登録追補書類

イ 前号に掲げる書類

ロ 当該発行登録追補書類に記載された当該外国会社（当該発行登録追補書類を提出する外国会社をいう。以下この号において同じ。）の代表者が当該発行登録追補書類の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ 当該発行登録追補書類の提出が適法であることについての法律専門家の法律意見書

ホ 第十条第一項第四号ホから、トまでに掲げる書類

2 前項第二号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を附さなければならない。

（発行登録目論見書等の特記事項）

第十四条の十三 法第二十三条の十二第二項において準用し、同項の規定により読み替えて適用する法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める内容は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 発行登録目論見書

イ 当該発行登録目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに關し、法第二十三条の三第一項の規定による発行登録がその効力を生じている旨

ロ 当該発行登録目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨及び参考すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがある旨

ハ 当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付する旨

ニ 当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ホ 当該発行登録目論見書に係る発行登録書の提出者が法第五条第四項 各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面に記載された事項

ヘ 当該発行登録書又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載された有価証券報告書のうち、直近のものの提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録書の参照書類に含まれている場合又は当該訂正発行登録書において参照すべき旨記載されている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

- (1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。
- (2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。
ト 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移を的確かつ簡明に説明した書面に記載された事項

二 発行登録仮目論見書

- イ 当該発行登録仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第二十三条の三第一項の規定による発行登録がその効力を生じていない旨
ロ 当該発行登録仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨及び参考すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがある旨
ハ 前号ハからトまでに掲げる事項

三 発行登録追補目論見書

- イ 当該発行登録追補書類において参照すべき旨記載された有価証券報告書の提出日以後次に掲げる事情が生じた場合（次に定める重要な事実の内容を記載した四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書が当該発行登録追補書類の参照書類に含まれている場合を除く。）における当該重要な事実の内容

- (1) 当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になつたこと。
- (2) 当該有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したこと。
ロ 第一号ニからトまでに掲げる事項

2 前項各号に掲げる事項のうち、同項第一号ホからトまで（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）に関する事項及び同項第三号イに関する事項は、同項各号に掲げる目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、当該各目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。